

「避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表」の見直しについて

平成 26 年度予算が成立したことを踏まえ、「避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表^{※1}」を見直し、復興庁及び関係各省、福島県、市町村のホームページにより公表することとしたのでお知らせします。

※1 「福島復興再生基本方針」（平成 24 年 7 月 15 日閣議決定）に基づき作成

工程表は、平成 24 年 8 月以降、区域見直しの動向等に応じて作成してきており、現在、双葉町、大熊町を除く 10 市町村^{※2}で作成しています。

全市町村の工程表の見直しは、一年ぶりとなります。

〔^{※2} 10 市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、
富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村〕

本工程表は、①公共インフラ復旧の詳細な情報を「見える化」する、②事業の進捗管理や事業間の手順調整に役立つ、③早期帰還に向けて具体的な道筋を示す「早期帰還・定住プランに基づく工程表」や「避難解除等区域復興再生計画」のインフラ部分の基礎となるなど、早期の復興、再生、帰還に資するものです。

今回のインフラ復旧工程表見直しのポイントは次の通りです。

① 被災した施設の復旧事業に加え、地域の復興に向けて新たに整備する事業についても対象とした

例：川俣町では、山木屋地区の主要動線である国道 114 号線や、近隣市町村へのアクセスに欠かせない国道 349 号線および、県道原町川俣線の整備を位置づけた

② 前回の見直し以降の事業の進展や工程の具体化状況等を反映した

例：南相馬市の上下水道、文教施設等は、見込んでいた工程どおりに復旧完了した。

また、楡葉町の文教施設や、双葉地域のし尿処理施設等の工程を今回具体化した

* 各市町村の主な見直し内容については別紙参照

全般的には、上下水道は復旧を完了した施設が増加し、工事未着手の施設でも災害査定が完了したなどの進捗が見られました。また、県道等の地域の主要道路は、多くの路線で復旧完了時期が明確になりました。他方、この他のインフラの進捗状況は、市町村や区域によって、様々となっています。

今後とも節目節目で見直しを行うとともに、関係機関と連携して必要な支援を行い、一日も早い地域の復興・再生に努めて参ります。

【連絡先】

復興庁 インフラ構築班 磯部、横尾、後藤
電話：03-5545-7428